

議第52号

三島市都市計画税条例の一部を改正する条例案

三島市都市計画税条例（昭和31年三島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改める。

附則第14項中「第17項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項若しくは第42項から第44項まで」を「第28項、第32項、第36項、第43項から第45項まで若しくは第50項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三島市都市計画税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

令和元年6月13日提出

三島市長 豊岡 武士